

## 入札説明書

令和8年旭川市告示第141号に基づく一般競争入札（以下「入札」という。）については、旭川市契約事務取扱規則（昭和39年旭川市規則第22号）その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日 令和8年4月1日

2 契約担当部局

〒070-8525 旭川市7条通10丁目 第二庁舎5階

旭川市総務部契約課制度担当

電話 0166-25-5736

FAX 0166-26-1323

メールアドレス keiyaku@city.asahikawa.lg.jp

3 入札に付する事項

(1) 入札件名及び数量

令和8年度電子複写機の賃貸借 19台

(2) 賃貸借期間

令和8年6月1日から令和13年5月31日まで

(3) 概要 仕様書のとおり

(4) 設置場所 仕様書のとおり

(5) 入札方法

総価で入札に付する。入札金額は、60月分の複写機賃貸借料にコピー料金（1枚当たりのコピー料金に使用予定枚数を乗じて得た額）を加算した額を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札参加資格

入札参加者は、次の全ての要件を満たしていること。

(1) 旭川市物品購入等の競争入札参加資格において取扱品目「複写機賃貸借」（4012）の入札参加資格を有していること。

(2) 旭川市物品購入等の競争入札参加資格において地域区分「51市内」、「52近隣8町」又は「53準市内」に登録されていること。

- (3) 旭川市内又は近隣8町に保守業務の事業拠点（保守業者に委託する場合等を含む。）を有し、かつ、故障等の発生時には速やかな対応が可能な者であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により一般競争入札への参加を排除されていない者であること。
- (5) 公告の日から入札執行日までのいずれの日においても、旭川市競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあつては更生手続開始の決定、民事再生法にあつては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。

## 5 入札参加資格の確認の申請

この入札に参加を希望する者は、4に掲げる入札参加資格を有することの確認を受けるため、次のとおり一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び一般競争入札参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）を提出しなければならない。

なお、期限までに申請書及び確認資料を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、この一般競争入札に参加することができない。

### (1) 提出書類（入札ごとに提出すること。）

- ア 一般競争入札参加資格確認申請書（様式第1号）
- イ 本店等の所在地調書（様式第1号別紙1）
- ウ 保守業務拠点調書（様式第1号別紙2）

### (2) 提出期間

令和8年4月1日（水）から令和8年4月10日（金）までの旭川市の休日を定める条例（平成5年旭川市条例第3号）第1条第1項に規定する本市の休日（以下「休日」という。）を除く、午前8時45分から午後5時15分まで

### (3) 提出場所 2に同じ。

### (4) 提出方法

持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールによること。

なお、ファクシミリ又は電子メールにより提出する場合は事前に電話連絡すること。

### (5) 提出確認

申請書及び確認資料の提出があつた者（以下「申請者」という。）には、申請書に受領印を押印の上、その写しを直接又はファクシミリの方法により交付する。

また、電子メールにより提出を受けた場合は、電子メールで受領した旨を通知する。

### (6) 入札参加資格の確認

申請者には、令和8年4月13日（月）までに次に掲げる事項を記載した確認結果通

知書をファクシミリにより通知する。なお、通知期限の翌日において、いまだ通知がない場合は、2の担当部局に連絡し確認すること。

ア 入札参加資格を有すると認められた者にあつては、入札参加資格がある旨

イ 入札参加資格を有しないと認められた者にあつては、入札参加資格がない旨及びその理由並びに所定の期限までに理由について説明を求めることができる旨

(7) その他

ア 申請書及び確認資料の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

イ 市長は、提出された申請書及び確認資料を、入札参加資格の確認以外に申請者に無断で使用しない。

ウ 提出された申請書及び確認資料は返却しない。

6 入札参加資格を有しないと認められた者に対する理由の説明

(1) 入札参加資格を有しないと認められた者は、その理由について、次のとおり書面（様式は任意）により市長に対し説明を求めることができる。

ア 提出期間 令和8年4月15日（水）までの、午前9時から午後5時まで

イ 提出場所 2に同じ。

ウ 提出方法 電話連絡の上、持参、ファクシミリ又は電子メールにより提出すること。

(2) 市長は、(1)の説明を求められたときは、令和8年4月17日（金）までに説明を求めた者に対し理由説明書をファクシミリにより通知する。

7 仕様書の質問等

(1) 仕様書等の内容について質問がある場合においては、次のとおり質疑応答書により提出すること。

ア 提出書類 質疑応答書（様式第7号）

イ 提出期間 令和8年4月16日（木）までの休日を除く、午前9時から午後5時まで

ウ 提出場所 2に同じ。

エ 提出方法 電話連絡の上、ファクシミリ又は電子メールにより提出すること。

(2) (1)の質疑応答書は、次のとおり閲覧に供するとともに、旭川市ホームページにおいて公表する。

ア 閲覧期間 令和8年4月21日（火）までの休日を除く、午前9時から午後5時まで

イ 閲覧場所 2に同じ。

8 入札の日時、場所等

- (1) 入札書の提出期限 令和8年4月21日(火)午後4時
- (2) 入札書の提出方法 持参又は郵送で提出すること(ファクシミリ又は電子メールによる提出は認めない。)
- (3) 入札書の提出先 2に同じ。
- (4) 入札方法
  - ア 別紙指定の入札書(指定入札書)により提出すること。
  - イ 入札書には入札金額のほか、その内訳として、①複写機賃貸借料月額、②複写機賃貸借料、③1枚当たりコピー料金及び④コピー料金の全てを正確に計算し記入すること。
  - ウ 旭川市委託契約等競争入札心得(郵便入札)(別紙1)を承知すること。
  - エ 開札日時には即時に電話連絡が可能な態勢を敷くこと。
- (5) 開札の日時 令和8年4月22日(水)午前10時30分
- (6) 開札の場所 旭川市総務部契約課入札室(旭川市7条通10丁目 第二庁舎5階)
- (7) 開札の方法 入札事務に関係のない職員の立会いの下で開札を行うものとし、落札者へ通知するものとする。
- (8) 開札の傍聴

入札参加者その他の傍聴を希望する者は、旭川市委託契約等の競争入札(郵便入札)傍聴要領の規定に基づき開札を傍聴することができるので、開札当日午前10時15分までに2まで申し込むこと。

なお、開札会場の都合により傍聴人は先着10名までとする。

## 9 入札の無効

公告において示した入札参加資格のない者のした入札、申請書又は確認資料に虚偽の記載をした者のした入札及び旭川市委託契約等競争入札心得(郵便入札)において示した条件等入札に関する条件に違反する者のした入札は無効とし、これらの入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、市長により入札参加資格がある旨を確認された者であっても、入札時点において4に掲げる資格のない者のした入札は無効とする。

## 10 入札手続等

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 免除する。
- (3) 契約書作成の要否 要する。
- (4) 契約条項 別紙2のとおり

なお、契約の締結に当たっては、入札書に基づき複写機賃貸借料及び1枚当たりコピー料金により行う。

また、この契約は、旭川市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成17年旭川市条例第40号）の規定に基づく長期継続契約であるため、契約書には「翌年度以降において本市の歳入歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除する」旨、規定する。

(5) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

ただし、最低制限価格を設けた場合において、最低制限価格を下回る入札があったときは、当該入札を失格とする。

(6) 最低制限価格の設定 無

(7) 支払条件 毎月後払いとする。

(8) 個別機種の明細等

落札者は落札決定後速やかに、仕様書に基づいた個別機種の明細及び複写機ごとの賃貸借料月額を市担当者に通知するものとする。

11 入札の中止等

入札までの間にやむを得ない事由のため、当該契約の入札を延期又は中止することがある。また、入札執行の際、入札者が1人以下の場合は、入札を中止することがある。

なお、中止となった場合でも、申請書及び確認資料の作成費用は申請者の負担とする。

12 入札執行回数

2回を限度とする。2回目の入札によっても落札に至らなかった場合には、随意契約によることがある。

13 その他

(1) 入札参加者は、旭川市契約事務取扱規則、旭川市委託契約等競争入札心得（郵便入札）その他関係法令を遵守すること。

(2) 申請書及び確認資料に虚偽の記載をした場合は、旭川市競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

(3) その他、入札に関する問合せ先

2に同じ。